

海洋開発委員会 委員長選挙細則

平成12年3月30日	幹事会審査
平成12年4月19日	委員会承認
令和4年2月28日	委員会承認
令和8年2月12日	委員会承認

第1章 総則

第1条（目的）

本細則は、海洋開発委員会（以下「委員会」という。）が実施する次期委員長選挙について、公平性・透明性および適正性を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（選挙方式）

1. 委員長選挙の方式は、次のいずれかとする。
 - a. 対面会議における紙投票（以下「紙投票」という。）
 - b. 対面会議に先立ち実施するオンライン投票（以下「オンライン投票」という。）
2. 選挙方式は、委員長または選挙管理責任者が事前に指定し、投票開始前に委員へ通知する。
3. 一度指定された選挙方式は、やむを得ない事由がない限り、当該選挙期間中に変更しない。

第2章 選挙管理体制

第3条（選挙管理委員会）

1. 委員長選挙を公正かつ適正に実施するため、選挙管理委員会を置く。
2. 選挙管理委員会は、原則として次の3名で構成する。
 - a. 幹事長
 - b. 土木学会事務局職員1名
 - c. 幹事1名
3. 選挙管理委員は、現委員長が指名する。

第4条（選挙管理責任者と選挙管理委員）

1. 選挙管理責任者は、選挙方式に応じ、次章以降に定める管理業務を総括する。
2. 選挙管理委員は、選挙管理責任者を補佐する。
3. 選挙管理責任者は、次期委員長候補者および投票権者になることができない。
4. 選挙管理責任者は、原則として幹事長が務める。

第3章 投票権および定足数

第5条（投票権者）

1. 投票権者は、委員長、幹事長および委員とする。
2. 前項の規定にかかわらず、選挙管理委員は投票権を有しない。

第6条（定足数）

1. 委員長選挙の成立に必要な定足数は、投票権者総数の3分の2以上とする。
2. 定足数の算定方法は、選挙方式により次のとおりとする。

a. 紙投票の場合

次に掲げる者を定足数に算入する。

- ・選挙当日に出席した投票権者
- ・選挙当日に出席した投票権者の代理人
- ・事前に委任状を提出した投票権者

b. オンライン投票の場合

投票期間内に実際に投票を行った投票権者のみを定足数に算入するものとし、代理人による投票および委任状の提出は認めない。なお、定足数に達しない場合の取扱いは、第12条の定めによる。

第4章 投票方法

第7条（投票方法の共通原則）

1. 投票は、単記無記名投票とする。
2. 投票は、一人につき一票とする。
3. 投票締切時点における開票結果をもって、正式な選挙結果とする。

第8条（紙投票の方法）

1. 紙投票は、委員会の対面会議の場において実施する。
2. 選挙管理委員会は、選挙当日に出席した投票権者およびその代理人に対し、投票用紙を配布する。
3. 投票権者または代理人は、投票用紙に適任と考える候補者1名を記入する。
4. 投票終了後、選挙管理委員会はその場で投票箱を開票し、票の集計を行う。

第9条（オンライン投票の方法）

1. 選挙管理責任者は、安全性および秘匿性が確保されたオンライン投票システムを選定し、委員長の承諾を得るものとする。
2. オンライン投票は、単記無記名投票かつ一人につき一票となるよう、投票コード方式その他適切な方法により設定する。
3. 選挙管理責任者は、投票コード、投票用URL等を、投票開始前に投票権者へ通知する。
4. 投票期間は、別途定める期間とし、当該期間内に行われた投票のみを有効票とする。
5. 選挙管理委員会は、投票ログにより一人一票であることを確認し、集計する。
6. 投票期間中にシステム障害その他の理由により投票が困難となった場合、選挙管理責任者は、投票期間の延長または再投票の実施を決定することができる。

第5章 開票および当選者の決定

第10条（当選者決定の原則）

1. 一次投票において、有効投票数の過半数を得た者がいる場合、その者を次期委員長として推薦する。
2. 過半数を得た者がいない場合は、得票数上位2名による決選投票を行う。

3. 決選投票は、一次投票と同一の選挙方式により実施する。
4. 決選投票において得票数が同数となった場合は、年長者を次期委員長として推薦する。

第11条（オンライン投票における補足規定）

1. オンライン投票の場合、選挙管理委員会は、投票締切後に一次投票および決選投票の結果を確認する。
2. オンライン投票により決定された当選者は、対面会議において次期委員長として推薦する。

第6章 トラブル対応および情報管理

第12条（トラブル対応）

1. 紙投票において、記載不備その他の不適切な投票があった場合は、当該票を無効票として扱う。
2. オンライン投票において、アクセス不能、システム停止等の障害が発生した場合、選挙管理責任者は次の措置を講ずることができる。
 - a. 投票期間の延長
 - b. 再投票の実施
3. オンライン投票において定足数に達しない場合は、投票期間の延長または再投票を行うものとする。
4. 投票者の誤操作または通信環境に起因する問題については、選挙管理責任者の判断により、個別に救済措置を講ずることができる。

第13条（個人情報および無記名性の確保）

1. オンライン投票において取得した投票ログその他の情報は、投票者個人を特定する目的で開票作業に使用してはならない。
2. 公表する情報は得票数のみとし、投票者に関する情報は一切公表しない。
3. オンライン投票のログ情報は、選挙管理責任者が適切に管理し、選挙終了後速やかに破棄する。

第7章 附則

第14条（施行および改正）

1. 本細則は、委員会の承認をもって施行する。
2. 本細則の改正は、委員会の承認を必要とする。

以上